

IV 食品の安全性確保

1 食品衛生

飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業については、食品衛生法又は食品衛生に関する条例（埼玉県条例。以下同じ。）の規定による許可を要する（埼玉県条例の規定による許可は、令和3年6月1日付けで廃止となった。）。

川越市保健所では、食品等の衛生的安全性確保のため、営業許可申請時に施設の改善指導及び衛生教育を行うほか、管内食品衛生協会の育成指導を強化し、施設、食品等における自主管理の推進を行っている。

(1) 食品関係営業施設等数（業種数）の推移

単位：件

年 度	3	4	5	6	7
食品営業許可を要する業種数	3,858	3,787	3,769	3,749	3,695
法によるもの	3,858	3,787	3,769	3,749	3,695
条例によるもの	-				
許可を要しない業種数	1,782	1,947	2,087	2,230	2,402
計	5,640	5,734	5,856	5,979	6,097

(2) 食品衛生法に基づく許可施設数（業種数）

食品衛生法の規定に基づき、以下の業種について、次のとおり許可した。なお、令和3年6月1日施行の食品衛生法の一部改正に伴い、旧食品衛生法（令和3年6月1日改正前の食品衛生法。以下「旧法」という。）及び改正食品衛生法（以下「新法」という。）に基づく営業許可に区分される。

IV 食品の安全性確保

① 旧法に基づく許可施設数（業種数）

令和7年度
単位：件

営業の種類	施設数	新規許可数	更新許可数	許可数計	廃業
飲食店営業／計	537				434
飲食店営業／一般食堂・レストラン等	134				93
飲食店営業／仕出し・弁当屋	11				13
飲食店営業／旅館	2				5
飲食店営業／その他	390				323
菓子製造業	81				68
乳処理業	-				-
特別牛乳搾取処理業	-				-
乳製品製造業	-				-
集乳業	-				-
魚介類販売業	10				10
魚介類競り売り営業	-				-
魚肉練り製品製造業	-				-
食品の冷凍又は冷蔵業	7				1
缶詰又は瓶詰食品製造業	-				-
喫茶店営業	28				28
あん類製造業	-				-
アイスクリーム類製造業	-				2
乳類販売業	-				-
食肉処理業	2				4
食肉販売業	11				9
食肉製品製造業	2				2
乳酸菌飲料製造業	-				-
食用油脂製造業	1				-
マーガリン又はショートニング製造業	-				-
みそ製造業	1				-
しょうゆ製造業	1				-
ソース類製造業	-				-
酒類製造業	1				2
豆腐製造業	1				-
納豆製造業	1				1
麺類製造業	6				1
そうざい製造業	6				4
添加物製造業（法）	-				1
清涼飲料水製造業	1				-
食品の放射線照射業	-				-
冰雪製造業	1				-
冰雪販売業	-				-
計	698				567

② 新法に基づく許可施設数（業種数）

令和7年度
単位：件

営業の種類	施設数	新規許可数	継続許可数	許可数計	廃業
飲食店営業／計	2,442	503	2	505	66
飲食店営業／一般食堂・レストラン等	454	127	-	127	13
飲食店営業／仕出し・弁当屋	39	9	-	9	2
飲食店営業／旅館	5	-	-	-	-
飲食店営業／その他	1,944	367	2	369	51
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	23	5	-	5	1
食肉販売業	58	12	-	12	3
魚介類販売業	54	14	-	14	6
魚介類競り売り営業	1	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
食肉処理業	8	1	-	1	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
菓子製造業	273	61	-	61	4
アイスクリーム類製造業	3	3	-	3	-
乳製品製造業	4	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-
食肉製品製造業	6	1	-	1	-
水産製品製造業	13	1	-	1	-
冰雪製造業	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	1	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	2	-	-	-	-
酒類製造業	2	2	-	2	-
豆腐製造業	5	-	-	-	-
納豆製造業	1	1	-	1	-
麺類製造業	21	4	-	4	-
そうざい製造業	50	2	-	2	1
複合型そうざい製造業	1	1	-	1	-
冷凍食品製造業	5	1	-	1	-
複合型冷凍食品製造業	1	-	-	-	-
漬物製造業	7	-	-	-	-
密封包装食品製造業	4	-	-	-	-
食品の小分け業	5	1	-	1	-
添加物製造業	7	-	-	-	-
計	2,997	613	2	615	81

IV 食品の安全性確保

(3) 新法に基づく届出施設数（業種数）

令和３年６月１日施行の食品衛生法の一部改正により、「営業許可」及び「届出対象外営業」に該当しない営業について、営業届出が規定された。これに伴い、川越市食品衛生法施行条例で規定していた届出については、令和３年６月１日付けで廃止となった。

令和7年度
単位：件

営業の種類	施設数	新規届出	廃業
魚介類販売業	135	-	1
食肉販売業	173	-	5
乳類販売業	390	9	7
冰雪販売業	1	-	-
コップ式自動販売機	427	80	-
弁当販売業	11	1	1
野菜果物販売業	76	8	-
米穀類販売業	29	3	1
通信販売・訪問販売による販売業	1	-	-
コンビニエンスストア	67	3	3
百貨店、総合スーパー	82	7	3
自動販売機による販売業	136	13	7
その他の食料・飲料販売業	511	59	21
添加物製造・加工業	1	-	-
いわゆる健康食品の製造・加工業	3	-	-
コーヒー製造・加工業	42	10	2
農産保存食料品製造・加工業	13	3	-
調味料製造・加工業	18	2	-
糖類製造・加工業	-	-	-
精穀・製粉業	8	1	-
製茶業	12	3	1
海藻製造・加工業	-	-	-
卵選別包装業	-	-	-
その他の食料品製造・加工業	61	6	-
行商	62	24	1
集団給食施設	128	17	3
器具、容器包装の製造・加工業	10	-	-
露天、仮設店舗等	1	-	-
その他	4	2	1
計	2,402	251	57

(4) 食中毒発生状況

令和7年度の食中毒発生状況は2件であった。

原因施設に対しては、営業停止等の行政処分、施設の消毒、従事者に対する衛生教育等を行い、被害の拡大防止及び再発防止に努めた。

川越市保健所では、飲食に起因する衛生上の危害発生の防止を図るため、飲食店、食品製造施設等に対する監視指導を行うほか、市内に流通する食品等の収去等を行い、食中毒発生防止に努めている。

令和7年度

発生日	摂食者数（人）	患者数（人）	原因食品	病因物質	原因施設	措置
4月17日	1	1	不明	アニサキス	不明	-
12月20日	24	21	不明	ノロウイルス	飲食店	営業停止3日間

(5) 食品等事業者、市民等に対する衛生教育

食品等事業者、市民等に対し、講習会の実施、食中毒予防キャンペーンを通じて、正しい食品衛生知識の普及啓発に努めている。

年度	3		4		5		6		7	
	回数（回）	人数（人）	回数（回）	人数（人）	回数（回）	人数（人）	回数（回）	人数（人）	回数（回）	人数（人）
従事者	4	209	8	333	10	341	6	490	5	475
消費者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	2,000	2	270	4	437	7	1,060	5	842
計	5	2,209	10	603	14	778	13	1,550	10	1,317

2 食品衛生監視業務

近年の食品製造及び加工技術の高度化、食品流通の広域化及び国際化、食品の多様化等に対処するため、計画的かつ効果的な食品監視及び科学的知見に基づいた衛生指導を推進し、各食品等事業者における自主管理体制の推進を基本とした監視、臨検、収去等（以下「監視等」という。）を実施している。

食品衛生監視業務概況

単位：件、検体

年 度			3	4	5	6	7
監 視 等	監視等業種数		665	1,024	1,066	1,122	1,153
	無許可営業発見業種数		7	2	2	1	3
	違反施設発見数		7	19	5	5	2
	違反食品等発見数		-	-	-	-	-
収 去 等	収去等検体数		150	189	185	184	195
	不適数	試験検査不適数	1	-	-	-	-
		表示不適数	-	-	5	3	9
		その他	-	-	-	-	-
		計	1	-	5	3	9
行政処分（食中毒処分を含む）			-	2	1	1	1

IV 食品の安全性確保

(1) 違反食品等又は苦情等に対する調査

違反食品等の発見若しくは通報又は苦情等があった場合は、原因究明を図りながら、改善の指導を行っている。

また、必要に応じて、食品等の回収、廃棄、営業停止等の措置をとり、被害の拡大防止及び再発防止に努めている。

① 違反食品

令和7年度

措置日	食品分類	違反内容	原因施設	措置
-	-	-	-	-

※食品衛生法に違反し、処分したものはなし。

② 苦情（施設、食品等）等の件数

令和7年度
単位：件

	表示	異物	有症苦情	消費(賞味) 期限切れ	異味・異臭 腐敗・変敗	その他	合計
市内施設	13	32	73	4	7	74	203
市外施設	-	1	19	-	-	1	21
検査数	-	1	3	-	-	-	4

(2) 食品関係営業施設等に対する監視等及び指導

食品関係営業施設等に対する監視等及び指導を行い、食品等における衛生上の危害の発生防止に努めている。

① 旧法に基づく許可を要する営業施設に対する監視等の状況

単位：件

年度	3	4	5	6	7
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
飲食店営業	131	258	182	157	113
菓子製造業	64	65	40	35	11
乳処 理 業	-	-	-	-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業	2	2	-	-	-
集 乳 業	-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業	123	111	23	14	10
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	7	8	-	-	-
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	5	10	7	2	3
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業	-	-	-	-	-
喫 茶 店 営 業	35	35	38	32	29
あ ん 類 製 造 業	21	13	3	-	-
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	1	1	1	-	-
乳 類 販 売 業	14	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	19	16	8	1	4
食 肉 販 売 業	41	30	9	10	6
食 肉 製 品 製 造 業	3	5	2	-	-
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	1	1	1	1	1
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-
み そ 製 造 業	-	-	-	-	-
し ょ う ゆ 製 造 業	2	-	1	-	1
ソ ー ス 類 製 造 業	-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業	-	1	2	1	-
豆 腐 製 造 業	-	1	-	-	-
納 豆 製 造 業	1	1	-	-	-
麵 類 製 造 業	4	4	8	-	3
そ う ざ い 製 造 業	11	7	11	2	3
添 加 物 製 造 業 (法)	1	2	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	2	-	1	1
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	-	-
氷 雪 製 造 業	-	-	-	-	-
氷 雪 販 売 業	-	-	-	-	-
計	487	573	336	256	185

IV 食品の安全性確保

② 新法に基づく許可を要する営業施設に対する監視等の状況

単位：件

年度	3	4	5	6	7
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
飲食店営業	5	68	159	245	330
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	-	-	-	2	3
食肉販売業	1	6	20	35	34
魚介類販売業	7	36	108	118	132
魚介類競り売り営業	-	2	8	7	3
集乳業	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
食肉処理業	-	1	1	7	5
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
菓子の製造業	3	21	43	41	44
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-
乳製品製造業	-	-	2	2	3
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-
食肉製品製造業	-	-	1	3	2
水産製品製造業	-	-	-	4	5
氷雪製造業	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	1	-
酒類製造業	-	-	-	-	-
豆腐製造業	-	-	-	-	-
納豆製造業	-	-	-	-	-
麺類製造業	1	3	4	4	3
そうざい製造業	-	2	9	15	11
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	1
冷凍食品製造業	-	-	-	1	1
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
漬物製造業	-	-	1	3	2
密封包装食品製造業	-	-	-	-	-
食品の小分け業	-	-	-	-	-
添加物製造業	-	-	-	-	-
計	17	139	356	488	579

③ 食品衛生に関する条例に基づく許可を要する営業施設等に対する監視等の状況

単位：件

年度	3	4	5	6	7
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
菓子種製造業	-				
こんにやく類製造業	-				
つけ物製造業	-				
魚介類加工業	-				
食料品販売業	49				
小計	49				
行商／計	-				
魚介類	-				
食料品	-				
豆腐	-				
計	49				

④ 川越市食品衛生法施行条例で規定していた届出施設に対する監視等の状況

単位：件

年度	3	4	5	6	7
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
給食施設／計	3				
給食施設／学校	1				
給食施設／病院・診療所	-				
給食施設／事業所	2				
給食施設／その他	-				
食品、容器包装等製造業	-				
計	3				

⑤ 新法に基づく届出施設に対する監視等の状況

単位：件

年度	3	4	5	6	7
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
魚介類販売業	3	7	8	8	13
食肉販売業	18	34	32	27	36
乳類販売業	20	44	36	42	41
冰雪販売業	-	-	-	-	-
コップ式自動販売機	11	9	15	28	15
弁当販売業	-	-	-	1	-
野菜果物販売業	20	89	90	91	93
米穀類販売業	5	-	-	-	-
通信販売・訪問販売による販売業	-	-	-	-	-
コンビニエンスストア	-	2	2	1	5
百貨店、総合スーパー	7	23	62	52	46
自動販売機による販売業	-	2	6	4	7
その他の食料・飲料販売業	16	71	94	85	105
添加物製造・加工業	-	-	-	-	-
いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-	-	-	-
コーヒー製造・加工業	1	-	-	3	1
農産保存食料品製造・加工業	-	-	-	-	-
調味料製造・加工業	-	1	-	1	1
糖類製造・加工業	-	-	-	-	-
精穀・製粉業	1	-	-	-	-
製茶業	-	-	-	-	-
海藻製造・加工業	-	-	-	-	-
卵選別包装業	-	-	-	-	-
その他の食料品製造・加工業	6	6	5	4	5
行商	-	-	-	-	-
集団給食施設	1	23	24	30	21
器具、容器包装の製造・加工業	-	-	-	-	-
露天、仮設店舗等	-	-	-	-	-
その他	-	1	-	1	-
計	109	312	374	378	389

IV 食品の安全性確保

(3) 食品等の収去等

市内で製造、販売等される食品等について、収去等を実施している。

[illegible]

注) () は不適数 (表示不適等は含まず)

單位：檢體.項目

65

IV 食品の安全性確保

(4) 埼玉川越総合地方卸売市場に対する監視指導

食品の流通拠点である埼玉川越総合地方卸売市場については、早朝から開始される取引前に市場内を巡回し、食品等の衛生管理に関する監視指導、食品等の表示の点検、有毒有害魚介類、有毒植物等の発見を行い、必要に応じ、回収、廃棄等の措置を講じている。

また、仲卸業者等の店頭に並べられている取引後の食品等における衛生管理、表示等についても、監視指導を実施し、市場内に流通する生鮮食品等の安全性確保を図っている。

また、市場内に流通する鮮魚介類、野菜、加工食品等の収去等を実施している。

① 市場内の旧法に基づく許可を要する営業施設に対する監視等の状況（再掲）

年度		単位：件				
営業の種類		3	4	5	6	7
		監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
飲 食 店 営 業		12	7	3	-	-
菓 子 製 造 業		-	-	-	-	-
乳 処 理 業		-	-	-	-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業		-	-	-	-	-
集 乳 業		-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業		92	78	9	-	-
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		4	4	-	-	-
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		-	-	-	-	-
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業		-	-	-	-	-
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業		-	-	-	-	-
喫 茶 店 営 業		25	21	23	24	24
あ ん 類 製 造 業		-	-	-	-	-
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		-	-	-	-	-
乳 類 販 売 業		4	-	-	-	-
食 肉 処 理 業		9	8	-	-	-
食 肉 販 売 業		24	15	1	-	-
食 肉 製 品 製 造 業		-	-	-	-	-
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業		-	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	-	-	-
み そ 製 造 業		-	-	-	-	-
し ょ う ゆ 製 造 業		-	-	-	-	-
ソ ー ス 類 製 造 業		-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業		-	-	-	-	-
豆 腐 製 造 業		-	-	-	-	-
納 豆 製 造 業		-	-	-	-	-
麵 類 製 造 業		-	-	-	-	-
そ う ざ い 製 造 業		-	-	-	-	-
添 加 物 製 造 業 (法)		-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		-	-	-	-	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-	-	-	-
氷 雪 製 造 業		-	-	-	-	-
氷 雪 販 売 業		-	-	-	-	-
計		170	133	36	24	24

② 市場内の新法に基づく許可を要する営業施設に対する監視等の状況（再掲）

単位：件

年度	3	4	5	6	7
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
飲食店営業	-	3	12	9	10
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	-	-	-	-	3
食肉販売業	-	2	11	15	19
魚介類販売業	6	29	90	91	110
魚介類競り売り営業	-	1	3	2	1
集乳業	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
食肉処理業	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
菓子製造業	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-
乳製品製造業	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-
食肉製品製造業	-	-	-	-	-
水産製品製造業	-	-	-	-	-
氷雪製造業	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	-	-
酒類製造業	-	-	-	-	-
豆腐製造業	-	-	-	-	-
納豆製造業	-	-	-	-	-
麺類製造業	-	-	-	-	-
そうざい製造業	-	-	-	-	-
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
漬物製造業	-	-	-	-	-
密封包装食品製造業	-	-	-	-	-
食品の小分け業	-	-	-	-	-
添加物製造業	-	-	-	-	-
計	6	35	116	117	143

③ 市場内の食品衛生に関する条例に基づく許可を要する営業施設等に対する監視等の状況（再掲）

単位：件

年度	3	4	5	6	7
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
菓子種製造業	-				
こんにやく類製造業	-				
つけ物製造業	-				
魚介類加工業	-				
食料品販売業	28				
小計	28				
行商／計	-				
魚介類	-				
食料品	-				
豆腐	-				
計	28				

IV 食品の安全性確保

④ 市場内の新法に基づく届出施設に対する監視等の状況（再掲）

単位：件

年度	3	4	5	6	7
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
魚介類販売業	-	-	1	-	-
食肉販売業	13	20	21	18	20
乳類販売業	7	10	11	9	10
冰雪販売業	-	-	-	-	-
コップ式自動販売機	5	6	6	8	9
弁当販売業	-	-	-	-	-
野菜果物販売業	9	65	74	72	80
米穀類販売業	-	-	-	-	-
通信販売・訪問販売による販売業	-	-	-	-	-
コンビニエンスストア	-	-	-	-	-
百貨店、総合スーパー	-	-	-	-	-
自動販売機による販売業	-	-	-	-	-
その他の食料・飲料販売業	12	37	46	45	51
添加物製造・加工業	-	-	-	-	-
いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-	-	-	-
コーヒー製造・加工業	-	-	-	-	-
農産保存食料品製造・加工業	-	-	-	-	-
調味料製造・加工業	-	-	-	-	-
糖類製造・加工業	-	-	-	-	-
精穀・製粉業	-	-	-	-	-
製茶業	-	-	-	-	-
海藻製造・加工業	-	-	-	-	-
卵選別包装業	-	-	-	-	-
その他の食料品製造・加工業	-	-	-	-	-
行商	-	-	-	-	-
集団給食施設	-	-	-	-	-
器具、容器包装の製造・加工業	-	-	-	-	-
露天、仮設店舗等	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
計	46	138	159	152	170

(5) 食鳥処理場に対する監視指導

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥の異常の有無の確認、廃棄等の措置、食鳥処理場に対する施設基準、衛生管理等についての監視指導を実施している。

年度	3	4	5	6	7
大規模食鳥処理場数（件）	-	-	-	-	-
認定小規模食鳥処理場数（件）	4	3	3	3	3
監視指導件数（件）	4	3	3	3	3
処理羽数（羽）	128,424	115,952	121,745	113,427	101,276
適合羽数（羽）	126,306	115,235	121,261	112,909	101,027
適合羽数／処理羽数（％）	98.4	99.4	99.6	99.5	99.8